

お客様各位

令和3年11月30日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

Windows版「年末調整」「給与計算」プログラム ネット再更新のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り、誠にありがとうございます。

年末調整及び給与計算プログラムの「扶養控除等申告書」におきまして、修正がありましたのでお知らせします。

前回送付の手順書及びパスワード表をご参照の上、再度更新プログラムを弊社ホームページよりダウンロードし、インストール作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

ネット更新は、令和3年11月30日(火) 10:30より修正した版となっております。

更新後、プログラム自体のバージョンは変わりません。下記のバージョンをご確認ください。

[年末調整プログラム] [給与計算プログラム]
扶養控除等/基礎・配偶者・調整控除申告書 : Ver 7.21

※すでにネット更新済で、年末調整と給与計算両プログラムが入っているパソコンにおいては、扶養控除等申告書は共通のプログラムのため年末調整プログラムのみ再度更新していただければ大丈夫です。

繁忙期にお客様にはお手数をお掛けして大変申し訳ございません。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願い致します。

案内資料

扶養控除等申告書 不具合改善内容

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00~3:30)

FAX 042-553-9901

以上

[不具合内容]

令和2年以降、扶養控除対象者の合計所得金額は48万円以内ですが、令和3年以後データにおいて配偶者以外の扶養者の合計所得金額が38万円を超えたときに控除対象外のメッセージが表示されていました。

[プログラム改善内容] 48万円を超えたら警告メッセージを出すよう、判定を正しくしました。

「扶養控除等/基礎・配偶者・調整控除申告書」のバージョン **Ver7.21** で対応

扶養控除等/基礎・配偶者・調整控除申告書 Ver.7.21

会社コード 31 国税商事 株式会社 前後社員で乙欄を表示(F7) 令和 3 年度
社員コード 1 国税 太郎 部署コード 1 性別 男 税 甲 生年月日 昭和 51/11/25 100%
住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号

扶養控除等異動申告書 基礎・配偶者・調整控除申告書

本人区分 1 1.なし 2.老年者 3.専業主婦 4.ひとり親 勤労学生 従たる給与 扶養 2 人
本人障害 1 1.なし 2.一般 3.特別 あなたとの続柄 給与扶養 3 人 (0 1)
配偶者区分 2 1.なし 2.あり 配偶者控除対象外 市区町村名 横浜市

※扶養控除判定のため生年月日は必ず入力してください。 配偶者の申告書印刷(源泉控除対象でなくても申告書に印字する場合)

No	控除	氏名	続柄	生年月日	区分	同居	障害	職業	住 所	所得見積額
配偶者 0	<input checked="" type="checkbox"/>	国税 昌子	妻	昭和 52/3/4	なし	同	なし	なし	東京都千代田区霞が関3-1-1 業務館二階201号	0
扶 養 1	<input checked="" type="checkbox"/>	国税 一郎	長男							480,001
2	<input checked="" type="checkbox"/>	国税 二郎	次男							0
3	<input type="checkbox"/>									
4	<input type="checkbox"/>									
5	<input type="checkbox"/>									

編集No 1 (フリガナ) 国税 一郎 氏名 国税 一郎

控 除 1 1.する 2.しない 職業 所得見積額 480,001
区 分 3 1.なし 2.老人 3.特定 生計を一にする事実
同 居 1 1.同居 2.非同居 3.同居直系以外 住 所 東京都千代田区霞が関3-1-1
障 害 1 1.なし 2.一般 3.特別 霞が関アパート501号 削除(F10)
非居住者 1 1.居住者 2.非居住者 異動事由 書込(F12)

警告

編集No 1 国税 一郎
年間所得見積額が480,000円を超えています
控除を「しない」に設定しますか?

はい(Y) いいえ(N)

※ご注意ください※

すでに入力済の扶養者で、合計所得金額が「38万円超48万円以内」に該当する場合は「控除」が「しない」に変わっている可能性があります。

更新後、金額及び控除する／しないの設定再確認をお願いします。